

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合議会規則第一号)

改正 平成二十一年二月四日議会規則第一号

目次

第一章 会議

- 第一節 総則(第一条 第十三条)
- 第二節 議案及び動議(第十四条 第十九条)
- 第三節 議事日程(第二十条 第二十四条)
- 第四節 選挙(第二十五条 第三十三条)
- 第五節 議事(第三十四条 第四十二条)
- 第六節 秘密会(第四十三条・第四十四条)
- 第七節 発言(第四十五条 第五十七条)
- 第八節 表決(第五十八条 第六十七条)
- 第九節 会議録(第六十八条 第七十二条)
- 第二章 請願(第七十三条 第七十七条)
- 第三章 辞職(第七十八条・第七十九条)
- 第四章 規律(第八十条 第八十七条)
- 第五章 懲罰(第八十八条 第九十二条)
- 第六章 議員の派遣(第九十三条)
- 第七章 補則(第九十四条)

## 附則

### 第一章 会議

#### 第一節 総則

##### (参集)

第一条 議員は、招集の当日開議定刻前に指定の場所（以下「議場」という。）に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

##### (欠席の届出)

第二条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

##### (宿所又は連絡所の届出)

第三条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

##### (議席)

第四条 議員の議席は、青森県後期高齢者医療広域連合規約第八条の規定に定める議員の選挙後、最初の会議において、議長が定める。

2 連合議員の選挙後新たに選出された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

##### (会期)

第五条 会期は、毎会期の始めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

##### (会期の延長)

第六条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第七条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第八条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(休会)

第十条 広域連合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九十二条において準用する法第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第十一条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第十二条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第十三条 法第二百九十二条において準用する法第百十二条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、口頭又は文書をもって行う。

第二節 議案及び動議

(議案の提出)

第十四条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第二百九十二条において準用する法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては二人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第十五条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第十六条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第十七条 修正の動議は、その案を備え、法第二百九十二条において準用する法第百十五条の二の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては二人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第十八条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第十九条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするとき

きは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議について前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

### 第三節 議事日程

#### (日程の作成及び配布)

第二十条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

#### (日程の順序変更及び追加)

第二十一条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

#### (議事日程のない会議の通知)

第二十二条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合においては、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

#### (延会の場合の議事日程)

第二十三条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

#### (日程の終了及び延会)

第二十四条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

## 第四節 選挙

### (選挙の宣告)

第二十五条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第二十六条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第二十七条 投票による選挙を行うときは、議長は、第二十五条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第二十八条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に選挙投票用紙(第一号様式)を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第二十九条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第三十条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第三十一条 議長は、開票を宣告した後、二人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮って指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第三十二条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第三十三条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

#### 第五節 議事

(議題の宣告)

第三十四条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第三十五条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員一人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第三十六条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第三十七条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑を行わなければならない。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(修正案の説明)

第三十八条 議長は、会議に付した事件に修正案があるときは、前条第一項の規定による質疑の終結後に修正案の説明をさせる。

(修正案に対する質疑)

第三十九条 議員は、修正案に関して事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対し質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第四十条 議長は、第三十七条及び前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第四十一条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第四十二条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第六節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第四十三条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならぬ。

(秘密の保持)

第四十四条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第七節 発言

(発言の許可)

第四十五条 発言は、すべて議長の許可を得た後でなければ、これを行うことができない。

(発言の要求)

第四十六条 会議において発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号又は職名を告げ、議長の許可を得なければならぬ。

2 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第四十七条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならぬ。

(議長の発言討論)

第四十八条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならぬ。



ない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第四十九条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第五十条 質疑は、同一議員につき、同一議題について二回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第五十一条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第五十二条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第五十三条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第五十四条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第五十五条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第五十六条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることが出来る。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第五十七条 広域連合長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第八節 表決

(表決問題の宣告)

第五十八条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第五十九条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第六十条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第六十一条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対して出席議員の五分の一以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第六十二条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員の五分の一以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票及び無記名投票)

第六十三条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と表決投票用紙(第二号様式)に記載し投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第六十四条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条から第三十一条まで、第三十二条第一項及び第三十三条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第六十五条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第六十六条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならぬ。

(表決の順序)

第六十七条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(会議録の記載事項)

第六十八条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
  - 二 開議 散会、延会、中止及び休憩の日時
  - 三 出席及び欠席議員の氏名
  - 四 職務のため議場に出席した書記長、書記及びその他の職員の職氏名
  - 五 説明のため出席した者の職氏名
  - 六 議事日程
  - 七 議長の諸報告
  - 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
  - 九 会議に付した事件
  - 十 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
  - 十一 選挙の経過
  - 十二 議事の経過
  - 十三 記名投票における賛否の氏名
  - 十四 その他議長又は議会において必要と認められた事項
- 2 議事は、録音機により記録する。

(会議録の配布)

第六十九条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第七十条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第五十六条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第七十一条 会議録に署名する議員は、二人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第七十二条 会議録の保存年限は、永年とする。

## 第二章 請願

(請願書の記載事項等)

第七十三条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名とする。次条第二項において同じ。)を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第七十四条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載する。

(請願の説明)

第七十五条 議員は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第七十六条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付しなければならないものについてはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第七十七条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

### 第三章 辞職

#### (議長及び副議長の辞職)

第七十八条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮つてその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

#### (議員の辞職)

第七十九条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について、準用する。

### 第四章 規律

#### (品位の尊重)

第八十条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

#### (携帯品)

第八十一条 議場に入る者は、帽子、外とつ、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病氣その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

#### (議事妨害の禁止)

第八十二条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

#### (離席)

第八十三条 議員は、会議中はみだりにその席を離れてはならない。

#### (禁煙)

第八十四条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第八十五条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第八十六条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第八十七条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

## 第五章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第八十八条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第四十四条第二項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第八十九条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第九十条 出席停止は、五日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第九十一条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第九十二条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

## 第六章 議員の派遣

### (議員の派遣)

第九十三条 法第二百九十二条において準用する法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならぬ。

## 第七章 補則

### (会議規則の疑義に対する措置)

第九十四条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成二十一年議会議則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。



第1号様式(第28条関係)

選挙投票用紙

( 表 面 )

選挙投票

議長印

折目

( 裏 面 )

被選挙人

折目

第2号様式(第63条関係)

表決投票用紙

( 表 面 )

記名欄	表決投票
議長印	

折目

( 裏 面 )

賛成又は 反対記載欄
---------------

折目